

公共下水道

水洗化のすすめ

アメニティーは
水洗トイレから



田原本町

はじめに

今日、地方行政の中で下水道は、これからの中の都市づくりにおいて、清らかな水を取り戻し美しい自然と人々が健康で快適な生活環境をつくるために欠かす事の出来ない重要な施設であり重点的に整備する必要があります。

本町でも昭和50年より下水道整備事業の推進に全力で取り組んでいます。

町民の皆さん方に一日も早く、下水道を利用していただけるよう、努力しておりますので、ご協力とご理解をお願い申し上げます。

下水道が整備されると… 快適な生活環境になります。

川や海、
湖や沼が
美しく
よみがえります。

溝や水路が
きれいに
なります。



衛生的な
水洗トイレが
使用できるよう
になります。

- 力・ハラの発生を防ぐため、伝染病の予防。
- 浄化槽がなくても水洗便所ができ、浄化槽の点検、清掃、薬剤散布も不要。
- 腰掛便器を使用すると、痔・高血圧の予防、又幼児でも安心。

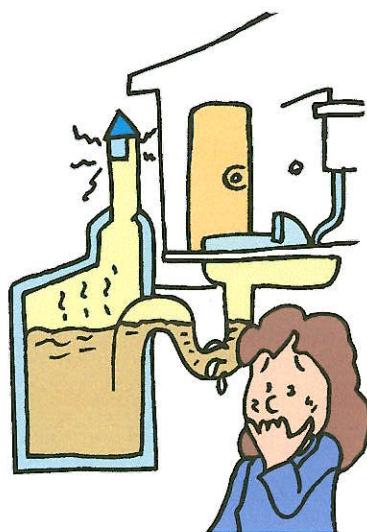
排水設備を作りましょう(水洗化の義務として)



公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる地域を処理区域といい、公共下水道の使用ができるよう、供用開始の公示をします。公示された処理区域内のみなさんには、公示のあった日から改造「排水設備」をするよう、次のことが義務付けられます。

排水設備は6ヶ月以内に!

台所、風呂場、洗面所、洗たく場などの「雑排水」は6ヶ月以内に公共下水道へ接続する工事を行って下さい。



し尿浄化槽の廃止を!

下水道の有効利用と、し尿浄化槽の維持管理費節減、河川の汚濁防止のため、し尿浄化槽を撤去し、遅滞なく公共下水道へ接続する工事を行って下さい。

くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造して下さい。

排水設備は建築物の所有者がつくります

水洗トイレへの改造や排水管、宅内ますなど、排水設備の工事は、建築物の所有者に義務付けられています。借家人など、土地や建築物の所有者以外でも排水設備の工事をすることはできますが、建築物の所有者の同意が必要になりますので、工事を行う前によく確かめて下さい。

家屋所有者A 居住者A 土地所有者A 工事する人はA	家屋所有者A 居住者B 土地所有者A 工事する人はA	家屋所有者B 居住者B 土地所有者A 工事する人はB	家屋所有者B 居住者C 土地所有者A 工事する人はB
---	---	---	---

排水設備(水洗化)工事の申し込みから検査まで

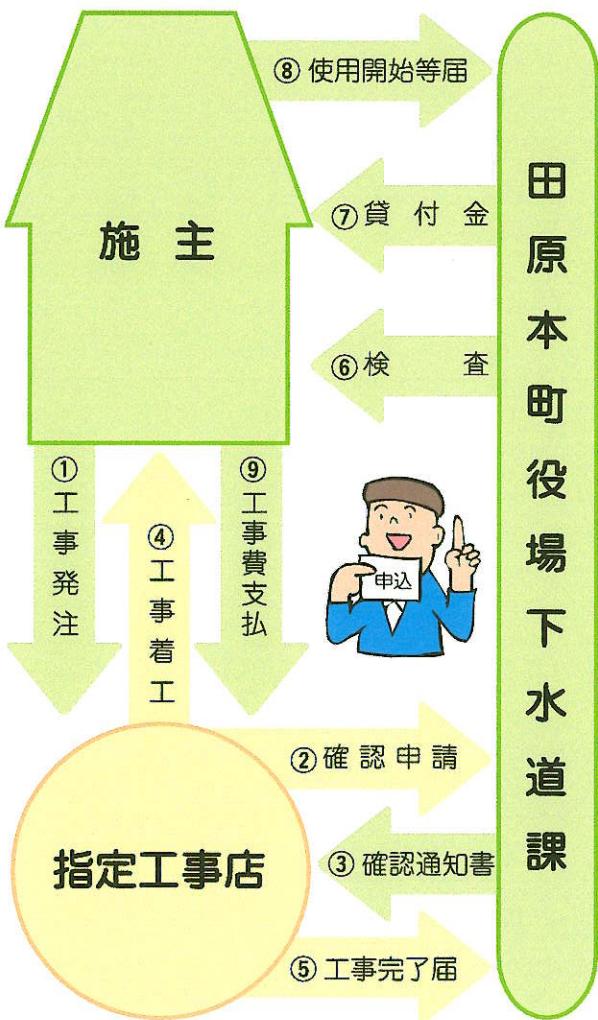
《排水設備工事・便所の水洗化工事は》 「指定工事店」へ

一定の技術水準で正しく行われないと、詰まつたり故障の原因となり、利用者の生活に支障がおきたり、下水道の機能にも悪い影響を与えます。このため試験に合格し工事に必要な専門的知識と技術をもった責任技術者を登録している町が指定した、指定工事店でないと排水設備の工事はできません。

- ◆ 新築および増改築の場合も同様です。
貸付を受けられる方は、工事の申し込みと同時に指定工事店に申し込んで下さい。
- ◆ 指定工事店は、工事の依頼を受けますと、貸付金の借受申請や工事に関する書類手続きをすべて行います。
- ◆ 書類の署名・捺印の際はよく確認して下さい。

田原本町排水設備指定工事店一覧表は別紙を参照

申込から支払いまで



排水設備工事事務手続き

- ① みなさまから指定工事店へ工事の発注
- ② 役場へ確認申請書提出（工事着工7日前）
(貸付金の融資を希望される方は、これらの申請書も同時に提出)
- ③ 書類審査、現地調査のうえ確認通知書を交付
- ④ 工事着工
- ⑤ 工事完了届提出（工事完了後5日以内）
- ⑥ 町の竣工検査
- ⑦ 合格すれば貸付金の貸付
- ⑧ 公共下水道使用開始等届
- ⑨ みなさまから業者へ工事費の支払

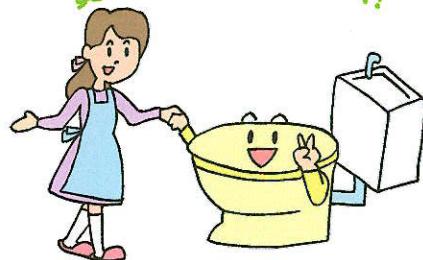
排水設備等検査済証
NO.
田原本町

- 検査に合格すると、検査済証を玄関など見やすいところに貼って下さい。

水洗便所改造資金貸付金制度があります

既設のくみ取り便所を水洗便所に改造される費用に対し、貸付金制度を設けて、みなさんの負担を少なくするよう融資の便宜をはかっています。尚、し尿浄化槽を利用した水洗便所で排水管を下水道に接続する場合も含みます。

貸付金は無利子です!!



貸付金制度

貸付限度額 一戸一件につき360,000円以内

貸付利息 無利息

償還方法 貸付を受けた翌月より指定された金融機関の口座から引き落とします。

貸付条件

- ①くみ取り便所が設けられている建築物でかつ、居住の用に供する建築物の所有者又は建築物の所有者の同意を得た使用者（改造する者が官公署・会社その他の法人である場合は除く。）
- ②町税を滞納していない者
- ③自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難である者
- ④貸付を受けた資金の償還について充分な支払い能力を有する者
- ⑤確実な連帯保証人一人を有する者
 - ・町内に居住している者
 - ・独立の生計を営んでいる者（同居の親族は適用外）
 - ・町税を滞納していない者
- ⑥新築の場合は適用外です。

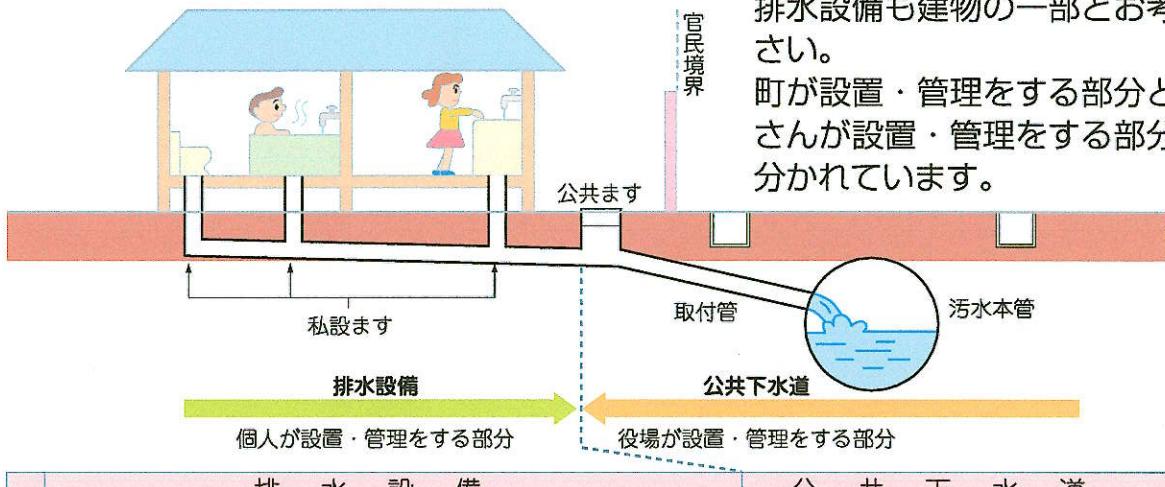
※本人と連帯保証人には実印を押していただきますから、印鑑証明書を各1通用意して下さい。

△ 生活扶助世帯（生活保護法第11条第1項第1号により生活扶助を受けている世帯をいう。）のくみ取り便所を水洗便所に改造するための費用の助成があります。

△ 貸付を希望される方は、工事着工前に必要書類を添えて提出していただきます。手続きは、「指定工事店」に代行させることもできます。

排水設備の管

敷地内の維持管理はあなたです



排水設備も建物の一部とお考え下さい。

町が設置・管理をする部分とみなさんが設置・管理をする部分とに分かれています。

	排水設備	公共下水道
建物	<ul style="list-style-type: none">個人(建物所有者等)が宅地の排水管や水洗便所の改造を私費で設置する。	<ul style="list-style-type: none">町が公共污水ます、取付管、下水道本管を設置する。
管理	<ul style="list-style-type: none">個人が管理する。手におえない故障は、工事をした田原本町排水設備指定工事店に連絡して、修理して下さい。費用は個人負担になります。	<ul style="list-style-type: none">町が管理する。公共下水道の施設の破損、詰り故障は、下水道課迄連絡して下さい。

“田原本町の公共下水道は分流式です。” 排水設備も汚水と雨水を別々に

排水設備を大切に

宅地内の排水設備の管理はみんなで！

快適な生活を送るための水洗化ですが、使用上の注意をおこたると故障をおこしたり、設備の寿命を縮めたりします。簡単な修理でも思わぬ費用がかかりますので、故障をおこさないよう日頃から管理を忘れずに行って下さい。



下水道使用料について

下水道使用料の額（上下水道料金早見表を参照）

内訳

①汚水の量によって定める使用料（水量使用料）

※中間排水とは工場その他の事業場等(公衆浴場及び町長が認める公共または公益関係の業種を除く)からの汚水排出量が1ヶ月300立方メートルを超える、750立方メートル以下の部分をいいます。

※特定排水とは工場その他の事業場等(公衆浴場及び町長が認める公共または公益関係の業種を除く)からの汚水排出量が1ヶ月750立方メートルを超える場合にその超える部分をいいます。

②汚水の水質によって定める使用料（水質使用料）

※水質使用料は特定排水であって水質が別表に該当する場合に、水量使用料に加算されます。

消費税→水量使用料と水質使用料の合計額に消費税及び地方消費税が加算されます。

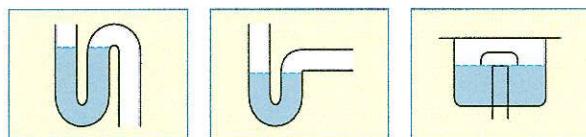
理の範囲は…

排水設備の点検と家庭でできる簡易な修繕

●悪臭がするとき

	点検箇所	点検箇所の状態	処理のしかた
トイレの悪臭	床のトラップ	トラップ内に水がたまっていないとき	トラップ内の水がなくなると悪臭がします。時々水をそぞいで、いつもトラップ内に水をためて下さい。
台所・風呂場の悪臭	防臭ます	防臭ますの中にゴミがたまっているとき	防臭ますの中にゴミがたまると悪臭がします。月に一回程度棒切れなどで中に付着しているゴミ・汚物をひきあげたり、風呂の水をぬくときなどに、防臭ますをかき回すなどして、小さなゴミを洗い出して下さい。

●床排水、洗面器、小便器から悪臭がするとき



水が入っておりませんから
水を入れて下さい

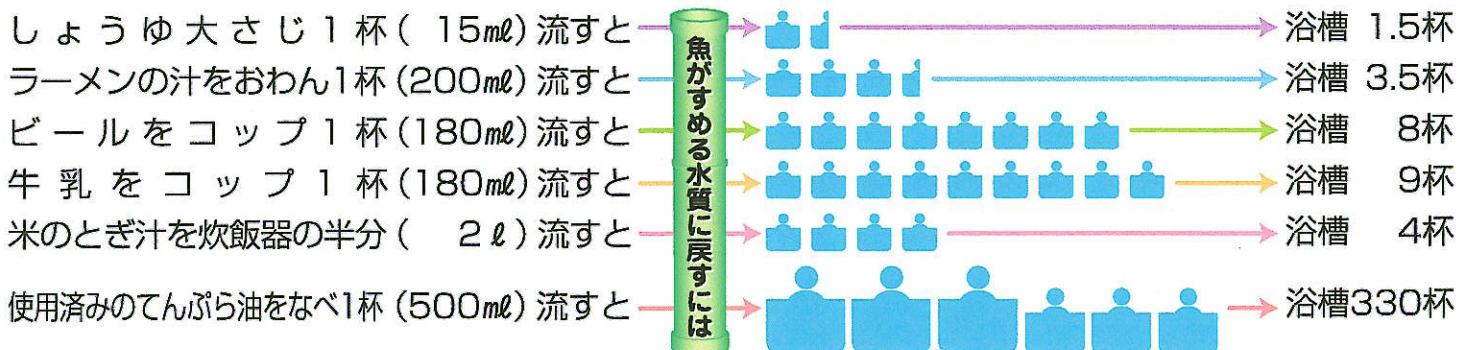


●排水口がつまっているとき

点検箇所	点検箇所の状態	処理のしかた
排水口	汚水が流れないとき	排水口の近くでつまっていることがあります。 市販のラバーカップでつまりを取り除いて下さい。
中間ます	汚水が流れてこないとき	宅地内で詰っていますので、指定工事店に連絡して修理して下さい。
	汚水がたまっているとき	接続ますを調べて下さい。
公共ます	汚水が流れてこないとき	宅地内で詰っていますので、指定工事店に連絡して修理して下さい。
	汚水がたまっているとき	下水道本管が詰っていることがありますので、産業建設部下水道課まで連絡して下さい。

公共下水道を使用する者は、下水道使用料を納めていただくことになります。下水道使用料は、公共下水管の清掃その他維持管理や浄化センターの運転等の費用の一部に充てられます。みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。特別の場合を除き毎月水道料金といっしょに徴収させていただきます。

 魚がすめる水質(BOD5mg/l)にするために必要な水の量は……
浴槽(300l)に何杯分?



上手に使いましょう—みんなの下水道

下水道は、何でも流せるわけではありません。下水道は、わたしたちの生活環境をよくするための公共財産です。下水道を使う一人ひとりが、ルールを守って大切に使っていかなくてはなりません。

野菜くずやご飯の残りを流さないようにしましょう。天ぷら油などの油類は、新聞紙にしみこませて燃えるゴミに出すか、専用の油処理剤を使って下さい。



お風呂場の排水口などにはネットを設置するなどして、髪の毛やゴミが流れないように注意しましょう。



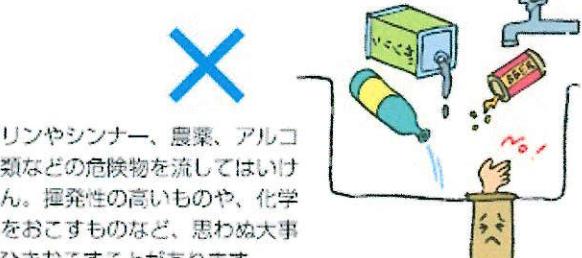
危ないので、マンホールのふたを開けようとしたり、子どもが遊んだりしないようにしましょう。



トイレには、トイレットペーパー以外の紙や異物を流さないようにしましょう。パイプつまりの原因となります。ティッシュペーパーは使わないで下さい。



天然素材の石鹼やシャンプーを使いましょう。合成洗剤に含まれているリンは、終末処理場でも取り除くことが困難です。環境に優しい洗剤を選びましょう。



ガソリンやシンナー、農業、アルコール類などの危険物を流してはいけません。揮発性の高いものや、化学反応をおこすものなど、思わぬ事故をひきおこすことがあります。

違反工事、困るのは結局みなさんです。

町、指定工事店以外の業者への発注やあらかじめ町長の確認を受けないで施工するなどの「違反工事」は、絶対しないで下さい。「排水設備等計画確認通知書」を必ず確かめて下さい。

違反工事を行ないますと、後で困るのはみなさんです。

下水道に関するお問い合わせは…

- 下水道の整備計画
- トイレの水洗化
- 下水道料金
- その他下水道事業に関連したこと
- 排水設備の設置
- 貸付金制度
- 工場排水